

「包括許可取扱要領等の一部を改正する通達案」に対する意見

30 貿情セ調（経提）第4号

平成31年 2月 7日

[氏名]	一般財団法人 安全保障貿易情報センター 調査研究部長 中野 雅之
連絡担当者	調査研究部 上席主任研究員 千葉 晴夫
[住所]	東京都港区虎ノ門一丁目1-21 新虎ノ門実業会館4階
[電話番号]	03-3593-1146
[FAX番号]	03-3593-1138
<b>1. 提出書類通達</b>	
<p>(1) Ⅲ. 1について</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>Ⅲ. 1に貨物の「再移転」が加わり、事前同意の対象がより明確になったことは、輸出者にとってはいいことであると思います。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>現行でも、「再移転」は実質的に事前同意の対象ですが、それが明記されているのは、貴省安全保障貿易管理のHP上のQ&amp;A（以下単に「Q&amp;A」という。）のみであり、通達に規定することによって、輸出者が漏れなく「再移転」の事前同意の対象になっているということが認識できます。</p> <p>なお、「Q&amp;A」の「全貨物共通」の「5. 事前同意手続」にQA1のAに「（3）貨物又は技術（プログラム）の再移転の場合」とあって、技術にも「再移転」という用語が用いられています。今回の改正によって、「再移転」は貨物に限定された用語として用いられており、QAの見直しが必要であると思います。</p>	
<p>(2) Ⅲ. 1 (1) ③、(2) ②、3 (2) ②について</p> <p><b>【意見内容】</b></p> <p>たとえば、「Ⅲ. 1 (1) ③の（イ）」は、「再輸出・再販売等又は再輸出等」が、「再輸出・再販売等」になっていますが、「再輸出・再販売等又は再輸出等」にすることが適当です。他も同様です。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>Ⅲ. 1 (1) の①許可申請時に最終需要者が確定していない場合、「輸入した貨物の再輸出、再販売若しくは再移転又は提供した技術の再提供（以下「再輸出・再販売等」という。）」とされていま</p>	

す。一方、②の許可申請時に最終需要者が確定している場合、「その貨物の再輸出又は技術の再提供（技術の再提供については、当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。以下「再輸出等」という。）とあります。つまり、「再輸出・再販売等」と「再輸出等」はその内容が異なっており、したがって、従来は「再輸出・再販売等又は再輸出等」と並記していたものと考えることができ、それは継続されるべきであると考えます。

### **(3) III. 1 (1) (注4) 及び (2) ②について**

#### **【意見内容】**

(1) (注4) は、「(ト) は輸出者（相談者）宛ての誓約書となります。」、(2) ②は「もう1通については、輸出者（相談者）が保管してください。」とありますが、仕向国以外、提供国以外の需要者等に限って、この適用をすべきことを明確にすべきであると考えます。

「(ト) は最終需要者が確定していない場合であって、同じ仕向国内又は提供国内の再販売等である場合は輸入者等宛ての誓約書又は別の仕向地又は提供国への再輸出等の場合は輸出者（相談者）宛ての誓約書となります。」、(2) ②は「もう1通は同じ仕向国内又は提供国である場合の再販売等は輸入者等が保管し、輸出者（相談者）は、その写しを保管してください。また、別の仕向国又は提供国への再輸出である場合は、輸出者（相談者）が保管してください。」とするのが適当であると考えます。

#### **【理由】**

「最終需要者が確定していない場合」の「再販売等」では、取引の当事者は「輸入者等」と「新たな最終需要者」であって、「輸出者（相談者）」は取引の当事者としては登場しません。あくまで、別の仕向国、別の提供先国への「再輸出」に限って、「輸出者（相談者）宛ての誓約書」は必要であると規定しているものと考えます。（「提出書類通達」別記2の1①(ワ)には「再輸出する際には、輸出者からの事前同意を得る旨記載すること」とあり、2の柱書きに「①に準ずるものとする。」と規定しています。）

「Q&A」の「全貨物共通」の「4. 誓約書」のQA9は、このような考え方に沿って作成されているものと思われ、この考えをより明確に通達に示す必要があると考えます。

### **(4) III. 3 と 4 について**

#### **【意見内容】**

旧誓約書から新誓約書への切り替え手続きが、通達に規定されることを歓迎いたします。また4については業界の要望どおりの一括切り替えも可能とする画期的なものであり、ご高配に感謝いたします。

### **(5) III. 3 について**

#### **【意見内容】**

- 1) 「最終用途誓約書」を「誓約書」にすることが適当です。
- 2) 新旧「提出書類通達」を定義付けることが必要であると思います。

#### **【理由】**

- 1) II. 2 (1)において「最終用途誓約書（以下「誓約書）」と規定されているため、ここでも「最終用途誓約書」を単に「誓約書」とすることが適当です。
- 2) ここに唐突に「提出書類通達」という用語が出てきますが、平成24年3月31日以前に誓約書を規定していたのは、「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（平成4年7月31日4貿易局第283号）又は「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（平成8年9月4日8貿易局第365号）であって、これらを総合した添付書類を規定したものが「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に伴う添付書類等について（お知らせ）」（平成6年3月25日貿易局安全保障貿易審査課）であると理解しています。

したがって、ここは以下のとおりとしてはいかがでしょうか。

### 「3. 誓約書の変更に関する事前同意手続

誓約書の内容を変更する場合（平成24年3月31日以前の「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に伴う添付書類等について（お知らせ）」（平成6年3月25日貿易局安全保障貿易審査課）に基づく誓約書（以下「旧誓約書」という。）から平成24年4月1日施行の本通達に基づく誓約書（以下「新誓約書」へ変更する場合を含む。）には、以下の定める書類を提出の上、誓約書の変更手続を行ってください。

## (6) III. 4. (1)

### 【意見内容】

「ただし、原許可時の需要者、貨物及び役務の使用場所に変更のないことの確認が必要となります。」の具体的確認方法をQ&A等で明らかにしていただきたい。

### 【理由】

この場合、あらためて需要者への訪問や電話、FAX、メール等での確認が必要なのか、何をもって確認をしたと言えるのかを明らかにするようにお願いします。

なお、この場合、提出書類通達のIII. 1 (2) ⑤の「誓約事項の遵守について」又はIII. 4 (3) ③では、あくまで輸出者が通常の事業活動の範囲内で知った場合ということが強調されていますが、この規定との関連で「確認方法」を明確化していただきたく、お願いします。

## (7) IVの用語の解釈

### 【意見内容】

「**再移転**」の定義の新設

「再移転とは、仕向地内において貨物の所有権又は使用権の変更を伴わない移転をいい、需要者のレイアウト変更等に伴う貨物の設置場所の変更を除く。」

### 【理由】

Ⅲの「1. 貨物の再輸出、再販売若しくは再移転又は技術の再提供に係る事前同意手続」として貨物の「再移転」が追加されていますが、「再販売」との差異を明確化するためにも、Ⅳの用語に「再移転」の定義を新設することが必要と思われます。

ただし、需要者のレイアウト変更等に伴う貨物の設置場所の変更は、「再移転」に含まない形で定義していただくようお願いいたします。

#### (8) その他 Ⅲ(1)①(ロ)について

##### 【意見内容】

CISTEC 半導体製造装置・材料分科会の「個別輸出許可及び特定包括許可制度における保守部品の申請要件を明確化するための改正要望」(30 貿情セ(経提)第3号:平成31年1月9日)についてもご検討いただきたく、お願いいたします。

##### 【理由】

本意見募集の範囲を超えてしまうことは承知ですが、提出書類通達の見直しをするので、同時にご検討いただけると幸甚です。

## 2. 包括許可取扱要領

### (1) 特定子会社包括許可について

##### 【意見内容】

特定手続等運用通達に基づく申請もおこなえるようにすべきであると考えます。

##### 【理由】

「電子政府に向けた取り組みが加速している」という理由が今回の意見募集の趣旨・目的・背景に述べられており、特例子会社包括許可の申請だけを「紙」申請のままにしておくことは、バランスが取れないと思います。予算等の理由で今すぐは無理であるとしても、少なくとも何らかの形で見直し等を示すべきではないか、と考えます。

### (2) 特定包括許可の継続的な取引関係等について

##### 【意見内容】

CISTEC 半導体製造装置・材料分科会の「個別輸出許可及び特定包括許可制度における保守部品の申請要件を明確化するための改正要望」(30 貿情セ(経提)第3号:平成31年1月9日)についてもご検討いただきたく、お願いいたします。

##### 【理由】

本意見募集の範囲を超えてしまうことは承知ですが、包括許可取扱要領の見直しをするので、同時にご検討いただけると幸甚です。

\*なお、Ⅲ 特定包括許可の「9～11」は、「8～10」になると思います。

### 3. 電子情報処理組織を使用して行う特定手続き等の運用について

#### (1) 8(1)②等

##### 【意見内容】

「申請者本人（法人の場合は、代表権を有するものに限る。）」から「又は代理人」も加わったことを歓迎します。

##### 【理由】

CISTEC 制度・手続分科会の「通達類の見直しについて(要望事項・確認事項等)」(29 貿情セ(経提)第12号：平成30年3月79日)で要望していたものが実現するものです。

### 4. 電子情報処理組織を使用して行う特定手続というに係る申請項目について

#### (1) 別紙3の国コード表の「SZ SWAZILAND」について

##### 【意見内容】

「別紙3 国コード表」に「SZ SWAZILAND」として残っており、改正の必要があります。

##### 【理由】

平成1月9日施行の運用通達等の「スワジランド」は「エスワティニ王国」と国名が変更になりましたが、「別紙3 国コード表」に「SZ SWAZILAND」として残っており、「Kingdom of Eswatini」として改正の必要があります。